

千葉市消防団員の給与等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県規則第36号

千葉県消防団員の給与等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

千葉県消防団員の給与等の支給方法に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（午後12時を超えて引き続き職務に従事する場合においては、当該職務を終えるまでの間）で7時間45分に達するまでの間の職務に従事する時間をいう」を「とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、消防長が別に定める。

第4条に次の1項を加える。

- 2 概算払又は資金前渡による費用弁償の支給は、前項の規定にかかわらず、千葉県職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉県条例第31号）第10条の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。